

## 第23回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 平成31年4月26日（金）  
場所 市役所4階 大会議室  
議案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第3号 農地法第4条許可申請について  
議第4号 農地法第5条許可申請について  
議第5号 農地法第5条買受適格証明願について  
議第6号 平成31年度柏崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する  
指針（案）について

その他 5月総会の会議開催予定日時  
第24回総会を5月31日（金）午後を開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり  
並びに事務局職員  
開会 午後1時30分

霜田局長

お疲れ様でございます。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。先週20日の土曜日には、県内トップを切って、葉月みよりの田植えが始まったという報道がありました。田、山、畑に人が出だすと皆さん作業が目白押しにありますので、気が急いで参ります。くれぐれも農作業事故には、注意していただきたいと思います。

昨年の死亡事故の発生状況をお知らせしたいと思います。就業者10万人あたりの死亡者の数ですが、よく建設業は事故が多いと言われていますが、全産業で10万人あたりを平均しますと1.5人から2人、建設業は6.5人となっています。私どもに関係する農業は16.7人という数字が挙がっておりました。建設業の3倍、全産業の11倍という死亡者の数が挙がっております。いかに農作業事故が多いかということです。この死亡者の4割が80歳以上の高齢の方です。死亡の要因としては、乗用型のトラクターの事故が一番多いということです。転落、転倒、挟まれたりということが死亡の要因に挙げられています。最近、女性の方の農業参画が叫ばれておりますが、12.5%の方が女性だ

ということです。新潟県警が最近出した統計の数字で、交通事故の起きる時間帯は 10 時から 11 時、夕方の 4 時から 5 時、こういった時間が死亡事故、重大事故が多いということで県警も注意しております。明日から連休に入りますが、5 月 3 日から 5 月 6 日新潟県内では死亡事故警戒強化期間を設けて死亡事故に注意するように注意喚起しております。こういった数字をご理解いたしまして、地域で事故にあわないように声かけをお願いします。

ただ今から第 23 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

#### 黒坂会長

色々話があると思いますが、先程、局長が話した通り、新元号の稲作がスタートいたしました。柏崎管内では葉月みのりの田植えが始まりました。これも各地域の売りを出して、コシヒカリ以外の米を皆さんから買っていただいて、コシヒカリを少なくしながら、有利販売をしていこうということでもあります。

天候不順で田植えを見合わせている方もいると聞いています。3 年連続の不作だけは避けて、安定した米価を確保していかなければなりません。指示を守りながらニーズに答えられる米作りをしていった方がいいのではないかと思います。

県、関係農業機関が各地で催される担い手育成、集積、土地改良関係、色々なことについて農業委員・推進委員の皆さんに地域の声を出していただきたいという要請が来ると思いますので、リーダーシップをとっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

#### 霜田局長

事務局です。委員数は 19 人です。欠席報告 1 人、現在の出席委員数は 18 人で、過半数であることを報告致します。

#### 議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員

会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 23 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、6 番 安野 検一委員、15 番 水野 美保委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」の申請番号 1 の案件が、○番 ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員が退席する －

議長

事務局に説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 1 ページをご覧ください。議第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字北条字音無瀬○○番 田 1,236 m<sup>2</sup>。埼玉県入間郡毛呂山町若山○丁目○番地○ ○○○ ○○。大字南条○○番地○ ○○ ○。自作地の売買でございます。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、事務局の阿部係長、濁川職員が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請案件 1 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。退出を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員が入室する －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 宝町字横枕〇〇番〇 田 297 m<sup>2</sup>。大字宮之窪〇〇番地〇 〇〇 〇〇。幸町〇番〇ー〇号〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。当初計画者が経営する会社の倉庫及び事務所を建築する予定でしたが、経営上の事情によりこれを取りやめ、承継者の住宅を建築するものです。第 3 種でございます。議第 4 号 5 条許可申請 申請番号 1

に関連するものです。

申請番号 2 松波〇丁目字稻荷山〇〇番〇 外 1 筆 畑 334 m<sup>2</sup>。比角〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。宅地造成及び道路。資材置場として利用していましたが、隣接地と一体として宅地開発するものです。第 3 種でございます。議第 3 号 4 条許可申請申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 3 松波〇丁目字稻荷山〇〇番〇 外 2 筆 畑 513 m<sup>2</sup>。比角〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。宅地造成及び道路。資材置場として利用していましたが、隣接地と一体として宅地開発するものです。第 3 種でございます。議第 3 号 4 条許可申請申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 4 岩上字由十刈〇〇番〇 田 255 m<sup>2</sup>。松美〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。大字上田尻〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。一般個人住宅。当初計画者による建売住宅販売を予定していたが、事情によりこれを取り止め、承継者により販売するものです。第 3 種でございます。議第 4 号 5 条許可申請 申請番号 4 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 3 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 松波〇丁目字稻荷山〇〇番〇 外 4 筆 畑 847 m<sup>2</sup>。比角〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。宅地造成及び道路。第 3 種でございます。議第 2 号 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 及び 3 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 宝町字横枕〇〇番〇 田 297 m<sup>2</sup>。大字宮之窪〇〇番地〇 〇〇 〇〇。

幸町〇番〇ー〇号〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。議第 2 号 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 橋場町字中島〇〇番 畑 292 m<sup>2</sup>。原町〇番〇号 〇〇 〇〇。原町〇番〇ー〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 3 高柳町漆島字古川〇〇番〇 田 37 m<sup>2</sup>。東京都江東区東砂〇丁目〇番〇号〇〇〇〇〇 〇〇 〇。大字下田尻〇〇番地〇 〇〇 〇〇。資材倉庫。第 2 種でございます。申請地は、すでに転用目的である倉庫敷地として利用されており、今回、追認許可を求めるものです。

申請番号 4 岩上字由十刈〇〇番〇 田 255 m<sup>2</sup>。松美〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。大字上田尻〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。建売住宅。第 3 種でございます。議第 2 号 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 4 に関連するものです。

申請番号 5 大字南条字上川原〇〇番 畑 691 m<sup>2</sup>。大字南条〇〇番地 〇 〇〇。東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。天然ガス輸送導管推進工事に伴う仮設用地（一時転用）。農用地でございます。

申請番号 6 豊町字笠原〇〇番〇 外 3 筆 計 田 2,359 m<sup>2</sup>のうち 1,164.26 m<sup>2</sup>。東本町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇 外 2 名。長岡市美沢〇丁目〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。電線補修工事に伴う架線工事用地（一時転用）。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農地法第 5 条買受適格証明願について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条買受適格証明願について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、申請目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字曾地字五百刈〇〇番 田 892 m<sup>2</sup>。米山台〇丁目〇番〇号 〇〇〇 〇 〇〇〇。事務所、産業廃棄物一時保管場所及び重機置場として利用したく、新潟地方裁判所長岡支部執行の入札に参加するため（入札期間 令和元年 5 月 13 日～令和元年 5 月 20 日） 第 2 種でございます。

産業廃棄物の内容は「建築廃材、主に木材」で、これを燃料に加工する会社に売却するまでの「2 週間程度」の保管を予定しているとのことです。本案件の転用目的は、廃棄物に関係することですので、新潟県からの通知「産業廃棄物処理施設等を目的とする農地転用許可申請の取り扱いについて（H4.8.3 農管第 550 号）」及び同通知が依拠する「新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の内容を再確認しました。廃棄物に関し、中越地域を所管する長岡地域振興局健康福祉環境部環境センターに「『一時保管所』は上記指導要綱で対象とする『中間処理施設または最終処分場』に該当するか。」と照会したところ、「該当しない。」との回答でした。

この回答を受けて、県農地管理課に「『一時保管所』については、通常の手続き、添付文書で処理を進めて問題ないか。」照会したところ、「その他関連する法規も確認したが、問題ない。」との回答でした。

また当該筆は、昭和 40 年に 4 条許可を受け、地目変更登記はしておりませんでした。当時の申請者によりこれまで倉庫・資材置場として利用されてきており、排水その他、付近の農地に問題が発生したとの報告は受けておりません。

本案件については、申請者が落札した場合は、事務所等を整備するものであり、これに続いて第 5 条転用許可申請が提出されることとなることから、付帯決議としまして、「買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人となり、農地法第 5 条の許可申請書を提出した場合、農業委員会の会長は買受適格証明書を交付した時点と事情が相違していない場合に限り、許可しても差し支えないものとする。」として、会長の専決許可を付すものとさせていただきます。

なお、審査結果につきましては、買受適格証明書類審査結果一覧表の 6 ページのとおり、

特に問題はございませんでした。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第 5 号の案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 6 号 平成 31 年度（2019 年度）柏崎市農業委員会農地等の利用最適化に関する指針（案）について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

議第 6 号についてご説明申し上げます。議案書の 6 ページをご覧ください。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定によりまして、指針を定めるように努めなければならないこととされており、さらに、この指針を農業委員会が定めるに当たりましては、農地利用最適化推進委員の皆様の意見を聴かなければならないこととされております。

そこで、先月の総会で、ご意見・修正点などがございましたら報告くださいと依頼をしておりましたところ、期限までに寄せられなかったため、先月にお示しいたしました案から修正をしております。

以下、指針（案）に沿いましてご説明申し上げます。この指針（案）では、大きな柱を 3 つ掲げることでそれを目標とし、そのそれぞれについて推進の方法を定めております。大きな 3 つの柱は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項に基づく業務で、委員の皆様から御提出いただいております農業委員会活動記録簿に記載のある項目と同様のものとなっております。

1 担い手への農地集積・集約化について

(1) 平成 31 年度の目標 72ha 増(うち新規集積 36ha)

(2) 推進の方法

各地区の人・農地プランの見直し時に積極的に参加し、地域の実情を踏まえた意見を述べるとともに、農地中間管理事業の積極的な活用の推進を図る。

2 耕作放棄地の発生防止・解消について

～遊休農地の発生防止・解消～

(1) 平成 31 年度の目標

・遊休農地 農地利用状況調査に基づき随時判断

(2) 推進の方法

夏に実地する農地パトロール以後、農地利用状況調査を実施し、必要に応じ別途行う土地所有者に対する利用意向調査に基づき、相談・指導を行う。

3 新規参入の促進について

(1) 平成 31 年度の目標 2 人(新規就農・就業者)

(2) 推進の方法

関係機関の情報共有のための、新規就農者カードを随時利用し、連携を密にする。

柏崎市農政課との連携会議を年 2 回(夏と春)以上、就農希望者への相談会は、適宜行う。

以上となります。

さらに、この指針(案)を承認いただけましたら、農業委員会等に関する法律第 7 条第 3 項では、公表することとされておりますので、柏崎市農業委員会のホームページで公開いたす予定でおります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 6 号について原案のとおり決定いたします。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。  
ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

お手元の「第 23 回農業委員会総会（H31. 4. 26）事務局事務連絡」をご覧ください。

1 今後の予定です。

柏崎・刈羽米品質向上研修会、農業者ほか、5 月 31 日（金）14 時から 刈羽村生涯学習センター「ラピカ」で開催されます。5 月 31 日は農業委員会総会と重なるため、総会を優先していただきたいです。地域に戻りましたら、多くの方に PR していただき足を運んでいただきたいと思います。

柏崎市担い手農業者総合研修会及び交流会、農業委員・推進委員、6 月 21 日（金）14 時 30 分から研修会、17 時 15 分から交流会、メトロポリタン松島です。後日案内いたします。

2 2019 年度 管外視察研修について（案内）

3 月 20 日に今年の管外視察研修の日程、方面のアンケートを取らせていただきました。23 期の農業委員の皆さんにつきましては、29 年度は村上、30 年度は茨城県・埼玉県、このメンバーでの管外視察は今年で最後になりますので、大いに参加していただきたいと思います。日程は 7 月 3 日（水）、4 日（木）でご案内させていただきます。研修地は、1 日目 JA 庄内みどり「スマート農業の実証（ICT 技術の活用）と働き方改革」、2 日目藤島オニオンクラブ「水田畑地化事業と玉ねぎ栽培の取り組み」です。出欠報告を 5 月 31 日（金）までをお願いします。詳細は人数が確定してからご案内いたします。

3 全国農業新聞普及優秀農業委員会表彰

4 月 11 日開催の「全国情報会議」で表彰、4 月 16 日に奨励金 1 万円受領し、親睦会へ入れさせていただきました。

4 第 24 回総会（農業委員）

5 月 31 日 13 時 30 分から 市役所 4 階 大会議室

以上です。

議長

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。先程、事務局から案内がありましたが、藤島オニオンクラブのパンフレットを見ますと、玉ねぎの直播をやっているとのことで、柏崎は苗を植えるのが普通です。これから基盤整備等をやる中で、条件として高収益作物を2割作れと要件が書いてあります。そういう中で何を作るか検討している地域は、悩んでいます。柏崎は枝豆、玉ねぎが重点品目になっていますので、玉ねぎが直播できればいいと個人的に思っています。その辺を参考にできればと思っています。是非、皆さんから参加頂ければと思いますので、声かけもお願いします。お疲れ様でした。

閉会 午後2時25分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_